

介護保険住宅改修費の支給について —事前審査依頼～支給決定—

1 『介護保険居宅介護(支援)住宅改修事前審査依頼書』を提出する。

〈添付書類〉

①『住宅改修が必要な理由書』(介護支援専門員等が記載したもの)

②住宅改修工事に係る『見積書』(単価・数量等を具体的に記載したもの)

※介護保険対象外の工事が含まれている場合は、介護保険対象の見積額を必ず『見積書』に明記する。 例:工事全体の見積額 500,000円 (うち介護保険対象見積額 200,000円)

③『住宅の図面』(平面図・間取図など)

④工事着工前の『写真』(撮影日の入ったもの)

⑤改修する住宅の所有者が、本人と異なる場合は『介護保険住宅改修承諾書』を提出する。

2 前項1の『介護保険居宅介護(支援)住宅改修事前審査依頼書』を受理後、町にて改修内容等について審査します。審査の結果、改修の内容が適正と認められた場合『介護保険居宅介護(支援)住宅改修の事前審査結果通知』を本人宛に送付します。

3 住宅改修工事の施行開始

4 住宅改修工事完了後、『介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書』を提出する。

〈添付書類〉

①改修工事費用の『領収書』(申請時には原本をお持ちください。確認後、お返しします。)

②工事完成後の『写真』(撮影日の入ったもの)

5 支給申請書の受理後、町が申請内容を審査し住宅改修費の支給決定を行います。

※支給申請後、指定の金融機関に支給額が振り込まれるまでは、3ヶ月程度の期間を要します。

●問合せ先

利根町役場福祉課 高齢介護係

Tel.0297-68-2211